

教育委員会議会議録[詳細]は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

## 佐倉市教育委員会会議録[会議概要]

令和3年3月教育委員会会議：定例会

期 日 令和3年3月17日(水) 開会 午後2時00分  
閉会 午後3時50分

会 場 佐倉市立中央公民館学習室1

出席委員 茅野 達也 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者  
小菅 広計 委員 菅谷 義範 委員  
熊倉 夏子 委員

傍聴者 1名

出席職員 教 育 長 茅野 達也(再掲) 教 育 次 長 花島 英雄  
教育総務課長 曾山 澄雄 学 務 課 長 前原 美智雄  
指 導 課 長 山田 真史 教育センター所長 榎本 泰之  
社会教育課長 高橋 慎一 文 化 課 長 宍戸 信  
教育総務課施設班長 新川 ゆか 教育総務課企画財務班長 今川 孝夫  
教育総務課施設班 大野 裕貴  
事 務 局 教育総務課教育総務班長 山田 智之 教育総務課教育総務班 千々岩和代

### 〈 会議概要 〉

#### 1 教育長開会宣言

#### 2 報告事項

##### ① 教育長より2件報告

1つ目、卒業式、卒園式について、小学校は3月23日、中学校は3月18日、佐倉幼稚園は3月19日、弥富幼稚園は3月23日に予定している。今年度は、授業時数確保のため例年より式開催日を繰り下げて行う予定である。小学校の卒業生は1,419人、中学校の卒業生は1,315人、幼稚園の卒園児は49人である。

2つ目、目標申告面接について、3月5日、8日の両日に全員の校長先生と目標申告に関する最終面談を実施した。学校経営、教育内容の管理、職員の管理育成などの分野で校長の取組を聞き取り、成果と課題について話し合った。今年度は、新型コロナウイルス感染症予防対策に苦慮しながら教育活動に取り組み、子

どもの実態を考慮しながら効率よい授業の展開、組織力を生かした生徒指導やいじめ問題、子どもの学びを柱にした指導法の改善に取り組んでいることが分かった。次年度に向けて期待する取組について助言をした。引き続き学校訪問を実施しながら、学校現場に即した指導や助言を行い、学校教育の活性化に努めていく。

② 新型コロナウイルス感染症に係る対応について【教育次長】

教職員の感染状況については、3月6日に間野台小学校の教職員の感染が判明した。校内に濃厚接触者がいたため、3月8日、9日、この2日間を臨時休校としたが、濃厚接触者の検査結果が陰性となったことから、3月10日から通常どおり学校を再開した。

児童生徒の感染状況については、2月15日に根郷小学校で、16日に内郷小学校及び間野台小学校で、18日に印南小学校で、それぞれ児童の感染が判明した。各校とも校内に濃厚接触者がいなかったことから、臨時休校とはせず、通常どおり授業を実施した。

③ 令和2年度教育費2月追加補正予算について【教育総務課長】

2月補正予算については、2月の教育委員会会議で議決されたが、国庫補助金に係る国の第3次補正予算が成立したことに伴い、追加提案をさせていただいた。極めて短時間で追加補正予算を調製することになり、教育委員会会議で諮ることができなかつたので、今定例会で報告をさせていただくものである。

資料1ページ、令和2年度教育費2月追加補正歳入歳出予算の総括、表の右から2列目、2月補正額（第14次補正）とある太字の部分について、歳入が3,517万7,000円の増額、歳出が3,720万円の増額となっている。

続いて、3ページ、歳出予算、9款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費、14、学校教育活動継続支援事業については、学校における感染症対策として、衛生用品及び保健備品の追加購入やオンライン学習等に資するICT研修など、教職員の資質向上等に資する研修等の経費を計上するものである。

続いて、2ページ、歳入予算である。歳出で説明した学校教育活動継続支援事業に対して活用する国の交付金及び補助金を計上するものである。

続いて、資料4ページ、第2条、繰越明許費補正の追加である。学校活動継続支援事業については、事業の完了が2年度となることから、令和3年度へ繰り越すものである。

④ 令和3年度教育費補正予算について【教育総務課長】

令和3年度当初予算については、2月の教育委員会会議で議決されたが、その後2月市議会に当初予算を補正する予算案を追加で提案する必要が生じた。極めて短時間で追加補正予算を調製することになり、教育委員会会議で諮ることができなかつたので、今定例会で報告をさせていただくものである。

資料1ページ、令和3年度教育費補正歳入歳出予算の総括である。歳入については、補正はない。歳出については、表の左から3列目、2月補正額（第1

次補正)とある太枠の部分、合計で1,660万4,000円の増額となっている。

続いて、資料2ページ、9款1項教育総務費、2目事務局費、1、職員人件費(教育長及び教育委員会事務局関係職員分)452万5,000円の増額である。令和3年度当初予算編成過程において、新型コロナウイルス感染症の影響により、市税の大幅減が見込まれる一方で、感染症対策として緊急の財政出動も予想されたことから、職員人件費の独自削減を予定していたが、その後国の第3次補正予算が成立し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が約5億円交付されることになり、令和3年度に繰り越して各種対策を実施することが可能になったこと、また新型コロナウイルスワクチン接種について、その詳細が徐々に明らかになる中で、市としても感染症対策に関する特命チームの編成をはじめ、保健所業務の応援に関する特命発令など、今後も市職員にはコロナ禍による負担を強いることが想定されることを踏まえ、職員人件費の独自削減を見送ったことから、これに伴う職員人件費の不足分に対し、増額の補正を行うものである。以降、その下の4目教育センター費、1、職員人件費(教育センター職員分)から最後の8ページ、6項保健体育費、3目学校給食費、1、職員人件費(学校給食関係職員分)まで、いずれも同様の理由により人件費の増額補正を行うものである。

⑤ 情報公開について【教育総務課長】

開示請求については、佐倉市教育委員会における佐倉市情報公開条例施行規則第4条及び佐倉市教育委員会における佐倉市個人情報保護条例施行規則第5条、各所属において決定した場合は、教育委員会会議に報告する旨の規定があるので、3月の現時点までの処理状況を報告させていただく。

公文書に関する開示請求については、学校で教科書採択に関する請求が8件、社会教育課、志津公民館の両所属のものが1件、志津公民館のみで1件、文化課で1件、佐倉図書館で1件、教育センターで2件の計14件。請求内容については、ナンバー1からナンバー8が全部開示、5ページのナンバー9、ナンバー10、ナンバー12、13については表の右側の開示状況の中の不開示理由にある情報を除いた部分開示とした。ナンバー11、14については、該当する文書が不存在のため不開示とした。

個人情報の開示請求については、社会教育課と志津公民館で各1件、計2件あり、いずれも表の右側の開示状況の中の不開示理由にある情報を除いた部分開示とした。

⑥ いじめの状況について【指導課長】

2月末日のいじめの認知件数は、小学校が364件、中学校が124件の合計488件である。多いものとしては、冷やかしかからかいなどの言葉によるものが約58%、軽くぶつかられたり遊んだりしてたたかれたり蹴られたりするが約19%となる。

⑦ 感染症について【指導課長】

水痘が2名、流行性耳下腺炎が2名、感染性胃腸炎が1名。

## 《報告事項についての質疑概要》

### 【委員 1 名より】

感染症の追加報告である。印旛市郡医師会内の感染症について、第 10 週である。3 月 8 日から 3 月 14 日まで、目立つのは感染性胃腸炎ぐらいである。定点当たり 1.13。前の週、3 月 1 日から 3 月 7 日、これは 1.56、減ってはいる。インフルエンザは、もうゼロである。相変わらず起きていなく、暖かくなったので、もう脅威にはならないと思う。新型コロナウイルス感染症については、医師会の PCR 検査センターは 3 月で一旦終わるので、あとは各市中の医療機関で行うものが中心ということである。第 10 週の 3 月 8 日から 3 月 14 日、医療機関で行った印旛市群医師会内の全数が 1,008 件、陽性者が 29 名の方が陽性になった。陽性率 2.88% で他の地区と大体一緒ということになる。実効再生産数が、千葉県が一番近いもので 0.8 ぐらいになっているので、拡大はしてこないと思うが、東京と埼玉が 1 を超えているので、何とも言えない。千葉県がまた増えてこないとも限らないということである。注意は、変異型ウイルスの脅威があるということなのだが、これはまだはっきり分からないので、対策としては一緒にやっていただければと思う。手洗い、マスクの着用、うがい、3 密を避ける、その対策は一緒である。感染力が強いとマスクの効果が少なくなってくるのではないかという話があるが、対策としては同じでやっていただければと思う。

ワクチン接種については、健康こども部の管轄である。スケジュールが大分できてきている。シミュレーションもやっているので、手順としてはいいが、ワクチン供給が非常に遅くなっていて、医療従事者についてもまだ始まったばかりということである。これが終わるのが 4 月までずれ込むので、一般の方が始まるのが、65 歳以上でも 4 月中旬以降になる。小中学校、幼稚園に関しては、ワクチン接種の対象ではない。家庭内で保護者についての注意は、引き続きワクチン接種も含めて注意喚起を続けていただければと思う。

### 【委員 1 名より】

公文書の開示について、その内容の同じものが複数重なっているが、これは請求者が全部違うのか。

### 【社会教育課長】

例えば 9 番、10 番、それから 11 番の中で、10 番が重なっているのだが、同じ案件に対して、1 つのものに対して 2 つのところにまたがっているようなところがあり、それで両方の課に行っているといったような形に、同じような形で 6 ページ、個人情報 1 番、2 番、これも同じような形で 2 つにまたがって出ていて、この件についてはそれぞれに出してもらったので、2 件というふうに数えたものである。

### 【委員 1 名より】

教科書についても同じようなところがあるが、これはどこに触れているのか。

### 【学務課長】

教科書については、全て申請者は違う。

### 【委員 1 名より】

これは申請者のどういう方ということは調べないと思うが、それぞれに連絡を取り合っているということなど、それは分からないか。

【学務課長】

分からない。

【教育長職務代理者】

誤植を1つ、2番の請求内容、その2行目の最後のところ、群調査報告書になっている。

【委員1名より】

4番目の令和3年度の教育費補正、歳入歳出予算の総括について、説明では当初予算に対する補正が必要ということだが、まだ予算審議というか年度が変わっていないうちにその補正が出るという、そういうこともあるのか。

【教育総務課長】

今回当初予算の審議に併せて1次補正ということで予算案を上程して審議をいただいているが、これまで初めてのケースである。

【委員1名より】

初め人件費を独自で削減して少なくしていたというが、普通は給料表があって定期的に上がっていくはずである。それでも削減してしまって予算立てたということか。

【教育総務課長】

今回については、税収のほう約14億円不足するという見込みがあり、職員の給料について一律2.5%削減、自ら削減するという提案をする予定であった。

【委員1名より】

それは教育委員会だけではなく、全部署が2.5%削減ということか。

【教育総務課長】

一般職全職員ということできている。

【委員1名より】

我々の感覚からすると、コロナで大変だし、それから仕事量も増えているので、むしろ増額したほうがいいはずなのだが、それでも自ら削減するというのは大変な感じがする。税収が少なくなるので、やむを得ないのかもしれないが、逆なような気もするが、復活してよかったと感じる。

### 3 議決事項

議案第1号 令和3年度佐倉市教育施策について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：佐倉市教育施策については、前回2月の教育委員会会議の協議において指摘を受けた箇所等について修正をした。資料、議案修正表、佐倉市教育施策（前回協議事項からの修正点）に沿って説明をする。表の一番左に教育施策案のページを記載しており、右側が修正前の記載、左側が今回の議案、修正後の記載となっている。修正箇所については、議案修正表と教育施策案の本文のほう、両方にアンダーラインを引いている。

最初に、議案修正表の一番上、基本施策案本文は2ページ。下段の(12)、令和2年度施策の主な成果のうち、心の教育相談員やスクールカウンセラーの派遣等に係る記述において、協議時の指摘を踏まえ、児童の後ろに生徒を加えた。

続いて、議案修正表の2つ目、本文は6ページ、四角い印の黒印、確かな学力の向上、1つ目の丸、学習状況調査等に係る記述の次に、協議の際GIGAスクール構想に基づくICTを活用した学習環境の整備に加え、ICTを活用した学習に関してもう少し具体的な記述を加えたほうがよいのではとの意見により、整備が進む学習環境を活用しながら、主体的・対話的で深い学びに向けて取り組むことを、3つの具体的な取組とともに新たに記載した。

続いて、議案修正表2ページ、本文7ページ。研究モデル校の実施予定を列記しているが、新たに調製が整った実施校に関する記述を追加した。追加したのは、佐倉の特色を生かした食育指導（臼井西中学校）、全国学力・学習状況調査、佐倉市学習状況調査等を活用した指導方法の工夫・改善（志津小学校）及び地域の自然や人材を生かした理科の授業改善（佐倉小学校）の3つである。

続いて、議案修正表3ページ、本文8ページ。黒い四角、教職員の指導の質の向上、4つ目の丸に各種研究会や会議に係る記述があるが、教職員の自己研さん、自己啓発等について触れたほうがよいのではないかと指摘を踏まえ、教職員の自己研さんに対する意識を高めるという記述を新たに加えるとともに、文章が分かりやすくなるよう整理した。また、その下の項目の2つ目、専門研修に令和3年度に実施のない歴博講座が記載してあったので、削除した。

最後に、議案修正案の一番下、本文20ページ。黒い四角、歴史文化資産の保全・活用が一番下の丸、登録有形文化財に係る記述の3つ目の項目、文化財保存活用地域計画の策定については、新規事業であることから、文頭に新規と追記した。

#### 《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

#### 《議決結果》

可決

#### 議案第2号 佐倉市教育行政に関し職員が受けた働きかけの取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について

##### 教育総務課長より上程議案の説明

内容：今回の改正については、教育部の設置、部長職の新設及び教育次長職を廃止とする佐倉市教育委員会行政組織規則の改正を受け、これに関連する例規の改正を行おうとするもので、該当する部分、職名部分を改めるものである。

2月の協議において、4ページにある現行の佐倉市教育行政に関し職員が受けた働きかけの取扱いに関する規則第1条の働きかけを行う者のうち、行政機関の職員は内部のみ対象なのか、外部機関も含むものなのかという質問について、組織内部の職員のみを対象とすると答えたが、その後担当課に確認をしたところ、外部の職員も含むとの見解だった。

今後の予定は、本日議決後、令和3年4月1日から施行する。

《議決事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

令和 2 年度の件数はどのくらいか。

【教育総務課長】

該当する事案はない。

《議決結果》

可決

議案第 3 号 佐倉市教育委員会事務処理規程等の一部を改正する訓令の制定について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：今回の改正については、教育部の設置、部長職の新設及び教育次長職の廃止を内容とする佐倉市教育委員行政組織規則の改正を受け、これに関連する例規の改正をしようとするものである。具体的には、教育次長という職を廃止し、部長職を設置することに伴い、該当する部分、職名部分を改めるものである。

今後の予定は、本日議決後、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

議案第 4 号 佐倉市教育委員会事務局の職員の定数の配分に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：佐倉市職員定数条例の一部改正案が令和 3 年 2 月佐倉市議会定例会に議案上程されたことから、教育委員会では当該条例改正案が可決された場合、本規程において条例で新たに定められる職員数 175 人を上限として教育委員会事務局及びその他の職員の定数配分を変更する必要があるため、定義を改正するものである。

3 の対応方針、(1)、アの事務局からケの中学校までの各職員定数を記載の人数に改める。括弧内の人数は、令和 3 年 3 月 1 日現在の定数の対象となる配置職員数で、合計で 150 人となる。新たな定数と比較すると、25 人の余裕を持たせている。事務局、各機関の個々の定数については、これまでの職員数の推移や今後の業務量の見込みも勘案した上で、不足しないよう配慮し、設定した。併せて 11 月市議会において行政組織条例が改正され、部の下に課を置く 2 階層の組織となることから、室に係る文言整理を行うものである。

続いて、2 ページの新旧対照表について、表の左側が改正後、右側が改正前

となる。初めに、第3条兼務の規定であるが、行政組織条例の改正により、室は課の中に必要に応じて設置することとなり、課の中の組織になるので、室との兼務はなくなることから、室を削除する。

続いて、別表、事務局及び各機関に対する改正前後の定数を記載しているが、比較すると合計で定数50人の減となっている。定数条例の前回の改正は、平成16年4月で、当時の定数の対象となる教育委員会の職員数は210名で、これに15人の余裕を持たせ、定数を225人としていた。それから約17年が経過し、定数の対象となる職員が令和3年3月1日までの比較で60人減少し、150人となっており、今回25人の余裕を持たせ、教育委員会の条例定数を175とした。

60人の職員が減となった大きな要因については、事務局関係では平成20年4月に市長部局に健康こども部が創設され、スポーツ及び青少年部門の職員が異動したことにより20人の減、教育総務課に配置されていた自動車運転手の民間委託化により1人の減、幼稚園では和田小学校の休園や他の園で園児が減少したことにより5人の減、小中学校では学校用務員の段階的な民間委託により21人の減となっており、その他施設の予約システムの導入等、業務の効率化によるものである。

続いて、3ページ、4、改正の予定については、本日議決後、令和3年4月1日から施行と考えているが、本議会において佐倉市職員定数条例の改正案が審議中で、議会の最終日が22日となり、その日に議決された場合の条件つきということで、その条例案が議決された場合にこの規程の改正についても行っていくよう考えている。

#### 《議決事項についての質疑概要》

##### 【委員1名より】

この定数の改正ということは、市役所全体の改正ということか。大体どのくらい全体で削減というか改正、見直しになっているのか。

##### 【教育総務課長】

平成16年時点での市全体の定数は1,167で、今回の改正で予定している定数は1,100で67名の減となる。

##### 【委員1名より】

バランスからいうと、教育委員会の定数削減は大きい割合になっているような気がするが、その辺はどうか。

##### 【教育総務課長】

スポーツ関係あるいは児童青少年課関係の職員数20名ほどが教育委員会から減になっているが、市全体で考えると健康こども部のほうで配置されているので、その分については減というふうに考えていない。そのほか用務員関係、幼稚園関係、もろもろの細かな要因があり、そういう観点から考えると割合的にはそれほど大きくないものと判断している。

##### 【委員1名より】

全体で67名の減で30名がスポーツ部門と青少年部門に移った、今回教育委員会自体だと二十何人ということになる。67人で二十何人って30%ぐらいになるので、人員が多いといっても、教育委員会だけで多く削減されているよう

な気がする。業務が細分化され増えていると思うが、これで大丈夫なのか。

【教育総務課長】

国では、行政が行っている仕事を民間委託などにし、行政サービスの中で民間でも同類の業務であったり、社会情勢の中で人口が減ってきたりしているので、税収が増えていかない、むしろ減少傾向にあるという状況の中で、そういったものを民営化することにより行政サービスの向上にもつながるということで、努めてきているところである。教育委員会においても、16年と比較してプラスになっているところ、例えば教育センターとか、そういった部署もある。配置人数的には25の余裕を持っているので、十分可能かと考えている。

【委員1名より】

先ほどの説明で業務の効率化ということもあった。流れとしては定数削減だろうと思う。民間委託だとサービス向上をするということもあるが、サービスが低下する場合もないことはない。その辺の見守りなどをやっていかないと、安易に民間委託しただけでは問題の解決が図れない場合もあるかもしれない。効率よく人数少なくやっていたことは、税金の面から考えるといいのかもしれないが、一人一人の負担が増えるということと、行政サービスが落ちる心配がないのかどうか、その辺は大丈夫だなということでも提案されたのだろうと思うが、そういうことでいいか。

【教育総務課長】

民間委託化した業務については、職員が定期的に現場へ伺い、随時、業務自体が適切に履行されているかどうかの確認は取っている。そのほか職員数については減少傾向にあるが、先ほど委員が言われたように、システムの導入や、効率化に基づいて結果的に削減になったというところで無理に減らしてきたというものではない。

【委員1名より】

住民サービスの低下にならないように気をつけていただきたい。

【委員1名より】

条件つきということ念頭に置いて話しをするが、効率化ということで、システムや様々なものがこの数年入っていると思う。当然お金をかけて導入していると思うので、それが現場で効率化につながり、人員を割く必要がなくなっているというのは、数字で見ても分かりやすいので、的確にいいシステムが導入されているのではないかと予想できると思う。教育センターのように人が関わらなければいけないところには、適正に人員を増やしている。非常に分かりやすいが、この25名の余裕を持たせているのは、どのようなときに使うのか。

【教育総務課長】

今後新たな業務が発生した場合、新しい組織を設けたり、人員の配置が必要になるかもしれないというところを想定して余裕を持たせている。

【委員1名より】

上限について、現在の配置数、人数の配置基準は例規で決められているのか。例えば公民館であれば、21人という配置数だが、21名は決まっているのか。

【教育総務課長】

配置基準等はない。定数ということで上限を定めている。教育委員会は、175

名になるが、その中で定数の上限を定めている。

**【委員 1 名より】**

先ほど教育総務課長から合理化を図ったと話があったが、人がいて仕事を 3 人で行っていると、そのまま 3 人で行うことになってしまう。例えばそれを見直して 2 人でできる仕事もある。そういう基準と現在の上限数と現有数というのは、住民サービスの低下は抜きにして、常に見直して所属内での合理化を図っていくことも必要かと思った。

**【教育長】**

委員の質問は各定数が決まっているかとのことで、現時点の定数は 225 という総数の下で行っている。そして実態に応じて割り振っているということが根本的なことである。

**【委員 1 名より】**

前の所属では、大きな所属の人数が決められていて、なおかつ小さな所属、各課も決められていて、減らされたら、その中で仕事をやっていかなければならない。いろいろ工夫などしなければならない部分もあったので、人数に縛られると、その人数でやらなければいけないことになり、合理化できるのもできなくなってしまうのではという疑問である。

**【教育長職務代理者】**

今ここに新しい定数で、事務局が定数 62、公民館が定数 25 とある。これは上限で、例えば事務局がいろいろな仕事が増えて 63 名必要だとすると、公民館の定数 25 を 1 引いて定数 24、そういうつじつま合わせはできないのか。

**【教育総務課長】**

これまでも教育委員会会議に諮った事例がある。教育センターの職員数が 1 名増になるということで、定数を超えることが想定され、その際規程の改正案を諮り、定数を変えた。あらかじめ分かった段階で、適宜会議に諮らせていただく形になる。

**【教育長職務代理者】**

これは上限ということで、たやすくは動かさないが、必要に応じてということで理解した。

小学校、中学校の用務員関係の方は嘱託のような形で務めていると思うが、ここでいう小学校、中学校の 18、7 は、どのような職種か。

**【教育総務課長】**

市職の栄養士である。

**【教育長職務代理者】**

小学校で 18、中学校 7 で、全体で 34 校、市職のほかに県職がいるかと思うが、今県職は何人か。

**【教育総務課長】**

県職の栄養士は、13 名である。

**【教育長職務代理者】**

小中全校に栄養士は県職、市職を併せて配置されているということか。

**【教育総務課長】**

市職の栄養士が 21 名で、全学校に配置されている。

【委員1名より】

先ほど合理化、合理化と言って、誤解を招いてはいけないが、必要な部分については増員要望し、十分な体制を取ることは当然だと思う。

《議決結果》

可決

議案第5号 佐倉市教育施設長寿命化計画について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：本計画書の策定は、1月の定例会で協議をいただき、その後市政に関する重要な方針等について、市長以下部長等で構成する佐倉市政策調整会議に諮り、幾つかの指摘をいただき、修正を加え、承認をいただいた。その後2月17日から3月3日までの15日間、計画素案について市民意見公募手続を実施し、2名の方から計12件の意見をいただいたが、計画素案の修正は要しないものと判断したところである。初めに1月定例会後の主な修正箇所について説明し、続いて市民意見公募手続の結果について説明する。

A4横判の参考資料①、計画書の新旧対照表に沿って説明をする。右側が1月の定例会時点での記載内容で、左側が修正後の記載となり、下線部が変更箇所となる。

ナンバー1については、計画案1ページ、1の背景、2行目。教育施設の中には他の部局で管理している社会教育施設や民間の美術館等もあることから、本市教育委員会が所管するという記述を加えるとともに、以下の略称の定義を加えたものである。

ナンバー2については、計画案6ページの小学校の一覧表の下に、延べ床面積は学童保育所などの教育施設以外の面積も含むことを追記した。

ナンバー3については、計画案15ページの社会教育施設の一覧表の下にも同様の趣旨で延べ床面積の説明を追記した。

ナンバー4と2ページのナンバー5については、計画案16ページの図書館等における年度別貸出し数の表の下と17ページの配置図の左下になる。いずれも他の部が所管し、管理する本計画の対象外施設も含まれていることから、計画の対象外施設であることを明記した。

ナンバー6については、計画案41ページ、右側の教育施設長寿命化計画における基本方針3、官民連携、他自治体との連携において、総合管理計画と併せてPFI等の前に指定管理者を追記した。

ナンバー7については、計画案42ページ、2の教育施設の規模・配置計画等の方針等の冒頭の部分で、現在の自治体名と旧町村名が混在していたことから、記載を統一したものである。また、4行目、課題として学校施設の規模について検証することを挙げていたが、35年という計画期間で考えると、児童生徒数が現在の半数以下になることや今後の整備関連経費の財源の確保が厳しいということなどを勘案すると、規模だけではなく施設の配置についても検討していかざるを得ないことをあらかじめ掲げておくべきと判断して、追記したもので

ある。

ナンバー8については、計画案54ページ中段、今後の取組の方向性、①、施設規模・配置の最適化のところになる。児童生徒数の減少に伴う余裕教室については、施設の有効活用にもつながることから、学童保育所として引き続き活用することを追記した。また、共有化については、現在弥富幼稚園の運営を弥富小学校の校舎の一部を活用して行っている事例も踏まえ、学校施設同士の共有化に関する記載も加えた。

続いて、新旧対照表3ページ、ナンバー9、計画案は同じページである。②の維持・更新コスト等の縮減である。改修等を更新・改修に修正し、構造躯体ではより長く使用できる設計を心がけることや設備に関しては、更新時だけでなく新設時においても、中長期的な視野で工法を検討するよう記載を改めた。

ナンバー10については、計画案56ページ、3の進捗管理において、計画の進捗管理を行う上で計画書に目標や指標のようなものがあつたほうが望ましいということで、本計画の5年ごとの見直しに当たる前の最終年度、令和7年度末の評価指標として、1つ目として構造躯体以外の劣化状況のD評価を全て改善すること、2つ目として学校施設の延べ床面積を現状以下にするという指標を立て、評価を実施することとした。なお、床面積の指標については、今後5年間において小学校の35人学級化があり、改築等で面積の減が見込めないことから、増加させないという意図で初期値以下という指標を設けたものである。

このほか軽微な変更としては、文章表現の一部あるいはグラフの色を分かりやすく変更している。また、概要版については、計画案に合わせて必要な修正を加えている。

続いて、参考資料②、「佐倉市教育施設長寿命化計画（素案）について」に寄せられた意見と市の考え方についてを説明する。

いただいた意見については、教育環境の変化に対する意見や質問、今後の施設整備等の検討に当たっての建築関係の専門家の活用などであり、いただいた意見に伴う計画素案の修正は行わず、今後の施設整備や計画策定時の参考とさせていただきますと判断したものである。

最後に、今後の予定については、本日議決後、市長決裁をもって計画の策定完了と考えている。

#### 《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

#### 《議決結果》

可決

議案第6号 佐倉市立幼稚園園児預かり保育料の減額に関する規則及び佐倉市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則の制定について

学務課長より上程議案の説明

内容：規則改正の背景について、本市は、第4期佐倉市男女平等参画基本計画に

において、性的少数者の方への理解の深化を目標としているところ、行政手続において性別欄で心の性と異なる性を選択することへの抵抗や戸籍上の性と外見が異なることにより、確認を受けて精神的苦痛を感じる例があることから、庁内で利用される各様式に存在する性別欄の必要性について確認を行った。その結果、行政による必要以上の情報収集の抑制の観点及び様式上の記入項目の最少化による市民の利便性向上の観点から、両規則を改正する必要性が生じた。

具体的な対応としては、(1) 佐倉市立幼稚園園児預かり保育料の減額に関する規則を改正し、別記様式第1号の預かり保育料減額申請書に含まれる性別欄の削除を行う。併せて、押印の印を削除するとともに注記する。

(2) 佐倉市立幼稚園預かり保育実施規則を改正し、別記様式第3号の預かり保育利用者登録カードに含まれる性別欄の削除を行う。

1ページから3ページまでは改め文、4ページから7ページは新旧対照表、9ページから29ページは現行の規則となっている。今後については、本日議決後、公布の日から施行する予定である。

#### 《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

今回性別なしにするということだが、この文書に限らず、どのくらいの範囲で、性別はつけないのか。

【学務課長】

学務課においては、そういった状況を配慮して整理している。

【委員1名より】

性別欄が残るものもあるのか。全部なくなっているのか。今後の流れとしてはどうか。

【学務課長】

現時点においては、学務課で存在するものについて整備をしている。

【委員1名より】

整備をしているというのは、なくなるという認識でいいのか。

【学務課長】

このように教育委員会会議を通すもの以外に、学務課で判断できるものは全て整備をしているといった状況である。

【委員1名より】

情報収集の抑制と様式上の記入の最少化ということなので、整備ということはなくなるというふうに考えていいのか。残すものもあるという認識でもいいということか。

【教育次長】

こちらについては、行政管理が主体となり、市役所の文書様式の中でも男女という区別をなくす方向で今進めているので、しばらくの間は一部残るものがあるかもしれないが、方向としてはなくす方向で動いている。

【委員1名より】

男女をなくすことによって困る面など何か出てこないのか。例えば児童を預かる場合の対応ということは全く同じ扱いということなのか。

**【学務課長】**

最近、名前だけでは、判断できない場合も多くあるので、その都度確認をして、間違いのないように対応していく。

**【委員1名より】**

一時ジェンダーフリーのときに着替え場所も男女一緒にするということが大きな問題になった。そのような面の不都合などで子どもを傷つけるようなことにならないか。

**【学務課長】**

そういった着替えなどに関しては、各学校において事前に状況を把握しており、保護者とのやり取りの中で把握すべきことなので、それに従って配慮している。そういった間違いはないように各学校対応している。

**【委員1名より】**

把握するためには、これがあつたほうがいいのではないか。

**【学務課長】**

事務上でいえば、書いてあるほうが進めやすいかと思うが、こういった時代なので、その部分を確認でカバーしていくということで対応している。

**【教育長】**

預かり保育は、佐倉市内の幼稚園児は総数で約40人である。今預かり保育でやっているのは佐倉幼稚園だが、1日当たりごく少数であり、そういう部分ではこの所掌事務を進めて何ら機能に支障ないということは言えると思う。そういう意味では学務課長が言ったとおりなのだが、派生していくとは言わない、学校現場を見たときに、それぞれジェンダーという視点から、教育支援をしていくことは重要なので、着替えとか、そういう部分については最大限配慮していく。年度当初に、親御さんからのご意向もしっかり聞いて対応していくことが重要なので、十分配慮していきたいと思う。

《議決結果》

可決

4 追加議決事項及び追加報告

教育長より議決事項1件、報告事項1件の上程

議案第7号については、市職員の人事案件である。市職員の内示については、3月18日に予定されている。また報告事項については、教職員の人事異動についての外部発表が3月26日ごろに予定されていることから、両案件ともに秘密会議としていただきたい。

(これより秘密会とする)

[議案第7号 佐倉市教育委員会事務局職員等の人事異動について]

《議決結果》

可決

**[令和2年度末管理職校長、教頭人事異動内示について] (学務課長)**

令和2年度末人事異動の佐倉市教育委員会事務局職員の割愛職員について報告する。資料1ページ、割愛職員の一覧の左側、備考欄に記載がある12名の方々が異動対象となる。その中で、5番の高橋仁、8番、松丸晴久、13番、下峠圭弘、この3名については、事務局内の内部異動となる。ほか記載の9名については、各小中学校へ異動となる。

続いて、資料2ページ、3ページにある小中学校の管理職の人事異動について報告する。小中学校の校長の異動件数については、左側、対応の欄になるが、10件が対象となる。そのうち校長職については、1番、佐倉小、稲田亮浩校長、15番の西志津小、川尻高志校長、あと3ページ目の32番、高梨哲生校長、この3名が校長職として退職となる。教頭職の異動については16件。そのうち退職は1名となり、12番、弥富小、木村輝男教頭である。

(これで秘密会を終わる)

5 教育長閉会宣言

※次回の日程の確認

令和3年4月定例会      4月21日(水)午後2時00分より  
社会福祉センター3階中会議室